

白井市障害者計画等策定委員会平成 27 年度第 8 回会議 会議要録

1. **開催日時** 平成 27 年 6 月 15 日（月） 午後 2 時 00 分より
2. **開催場所** 保健福祉センター 2 階 研修室
3. **出席者** 竹原委員、林委員、吉田委員、亀山委員、上野委員、黒澤委員、福岡委員、中村委員、梨本委員、宮沢委員、鶴岡委員
4. **欠席者** 4 名（松本委員、堀切委員、吉武委員、高柳委員）
5. **事務局** 岡本課長、日野
6. **傍聴者** 0 名
7. **議 題**
 - ①「第 7 回策定委員会 会議要録」について
 - ②市町村障害者計画策定指針について
 - ③「障害」の表記について
 - ④障害者計画（第 1 章から第 3 章）について
 - ⑤その他

8. 資 料

- ① 白井市障害者計画等策定委員会平成 27 年度第 7 回会議 会議要録（資料 1）
- ② 市町村障害者計画策定指針の概要（資料 2）
- ③ 障害者計画（第 1 章から第 3 章）（資料 3）
- ④ 白井市地域福祉計画書（概要版）（資料 4）
- ⑤ 障害者計画第 4 章（当日配付）
- ⑥ 障害社会本計画（第 3 次）本文（当日配付）

9. 議 事

◇開 会（事務局より）

◇事務局からの報告事

- ・出席者および配付資料の確認

◇第 8 回白井市障害者計画等策定委員会

1 委員長あいさつ

- ・竹原委員長からあいさつがあった。〔大要〕私は大学の教員が主たる仕事なのですが、先日、ALS の当事者をお招きして実習に行く生徒とコミュニケーションをとっていただきました。その方はお住まいの地域に事業所がなく生活が難しくなったことから、東京に引っ越されてきたのですが、人はいつ何時障害を抱えるかわからないので、やむなく引っ越すということがないように、地域の中で必要なサービスをきちんと確保していくこと、そのためにはこの計画を立てるだけではなくて、具体的に実行していくということが重要であると再認識しました。本日も活発な議論の場になればと思います。どうぞよろしく願いいたします。

2 議題

(1)「第7回策定委員会 会議要録」について

- ・ 事務局より資料1の説明があった。(委員長の発言部分を修正)

委員長 ただ今事務局より前回の会議要録について説明いただきました。なにかございましたらお願いします。意見がないようですのでこれで情報公開するということがよろしいでしょうか。

委員 (承認)

委員長 ありがとうございます。続きまして、議題2に移りたいと思います。

(2)市町村障害者計画策定指針について

- ・ 事務局およびコンサルは、資料2について説明した。

委員長 ただ今市町村障害者計画策定指針および国の障害者基本計画について概要をご説明頂きました。ご確認事項やご意見等がございましたらご発言願います。

委員 計画策定の指針には、各施策分野の主要ポイントが防犯や公園づくりに関することまで幅広く例示してあります。これをすべてカバーすることは市として難しいかもしれませんが、今回の計画には前回の計画では触れていなかったことにもできる限り触れるという姿勢で取り組んでほしいと思います。

事務局 そのようにしたいと思います。

委員長 議題2の内容については議題4でご意見をいただく形にしたいと思います。議題3に進ませていただいてよろしいでしょうか。

委員 (承認)

(3)「障害」の表記について

委員長 本日ご欠席の委員よりメールにて意見が寄せられておりますので、代読いたします。

[大要]「障害」の表記について私の考えをお伝えいたします。最も良いと思ったものは「障碍」、次に「障がい」です。「障害」を使用し続けることはよろしくないと考えています。「チャレンジド」は用語として広く浸透していないということと、その言葉が日本に紹介された経緯を勘案すると一般的ではないと考えます。資料にある「青い芝の会」は「障碍」を提案していますが、障碍者が何かしようとするときに妨げを感じるというのは問題提起として今につながるのだと思います。仏教用語の碍は気にはなりますが、大きな問題ではないと思います。「障がい」は熟語の交ぜ書きなので見た目の印象が良くない部分もあるかも知れませんが、少なくとも「害」を使用しないということで、今のコンセンサスだと思います。

以上です。委員のご意見では適当な表記としては1番が「障碍」、2番が「障がい」ということです。他の方はいかがでしょうか。

委員 (精神障害者家族会「しらゆりの会」よりご参加) こちらでは意見が分かれています。数としては漢字の「害」を避けるという意見が多かったです。「害」の表記でも問題ないという方も若干いらっしゃいました。

委員 (「いちごの会」よりご参加) こちらの会では、子供の年齢が低いために「害」という字の使用でいやな思いをした経験のある方は意外に少なかったです。ただ、やはり意見が分かれています。平仮名の方がいいという人と、漢字のままでも構わないという方が多かったです。石偏の害(碍)はあまり馴染みがないのと、一般の方も読めないのではないかとということで適切ではないのではという意見がありました。今後子供たちが成長することを考えると、「害」の字ではなく、交ぜ書きにはなってしまうけれども「障がい」が良いのかなと思います。嫌な思いをする人がいる以上は平仮名を使った方が望ましいのではないかと思います。

委員 前回の会議で私は「市には信念を持ってやってもらいたい」と申し上げましたが、それについてです。まず、今回の会議では市の意向は説明されるのですか。それとも意見を交換するだけでしょうか。

(意見のある委員を優先し、事務局は委員の発言後に回答をした)

委員 (聴覚障害者「友の会」よりご参加) 「害」という字は「公害」など悪いイメージもあるが、私たち聴覚障害者は「障害」という漢字を使用してきたので、漢字であることに全く違和感はありません。そのまま漢字の表記を使ってもよいのではないのでしょうか。

委員長 ご意見いただきありがとうございます。

事務局 事務局より回答申し上げます。前回でも申し上げましたように事務局といたしましては、「障害」の表記についてはこの会議である程度の結論は頂きたいと思っております。必ず本日決めなければならないということではありませんが、なるべく早々に委員会としての結論は出していただきたいと思っております。

委員 わかりました。前回に引き続き今回も素案では、「障害」の表記の種類がいくつか認められます。私はそういうのは良くないと思います。委員会で表記が決定するまでの間は暫定的に表記を統一したほうが良いと思います。信念と私が申し上げているのはそういうことです。

事務局 昨年度策定した障害福祉計画では、総合計画が「害」を平仮名にしていたということがありますので、それに倣っていたのですが、今回の障害者計画では事務局の考えが一つにまとまっていない状態ですので、様々な表記が含まれた資料を皆さまにお配りしてしまって申し訳ないと思っております。今後はそういうことのないようにしたいと思います。

委員長 「視覚障害者白井あゆみの会」よりご参加いただいている委員の方、何かご意見はありませんか。

委員 (「視覚障害者白井あゆみの会」よりご参加) こちらの会では漢字や平仮名などという表記に関してはあまりこだわっていないようでした。それよりも障害者に対する気持ちを優先してもらえたらということでした。私自身はずっと点

字なのでわからないが、ただ、イメージとして平仮名の方が柔らかいのかなと思うだけで字の印象というのはわかりません。

委員長 ありがとうございます。今何人かの委員の方からご意見いただきましたが、必ずしも平仮名が良いあるいは漢字が良いという、それだけに拘るものではなく、個々の問題であるとともに社会との関係が関わってくるものでもあると思います。ということは、市が「障害」という表記をどう考えるのか、それによって変わってくるだろうと思います。私的な見解を述べさせていただきますと、大事なのは、特定の表記を使用する際に、その理由をどれだけ明確に示すことができるかということなのではないかと思います。他にご意見はいかがでしょうか。

委員 他の自治体や県庁の情報について私たちは存じ上げないので、市はそうしたものの兼ね合いも考慮するべきではないでしょうか。他の自治体がそうしているのであれば、白井市だけが特別に他と全く違うというのはあり得ない話であるので、他と足並みをそろえるというのも一つの方法だと思います。

委員 教えていただきたいことがございます。私の学生時代では常用漢字での表記だったのですが、いつ頃からこうした運動が起こったのでしょうか。

事務局 前回お配りした資料「『障害』の表記に関する検討結果について」の「はじめに」においては、冒頭で「平成 21 年 12 月に閣議決定により設置が決定された障がい者制度改革推進本部」とあり、組織の名称が平仮名で表記されてあります。

委員 何か法律が変更になったからということではないのですね。

事務局 はい。法律名ではその当ても漢字表記がされています。

委員長 おそらく国が動き出す大分前から一部の団体が都道府県や市町村でそうした意見を出していたのではないかと思います。国は、このような動きを受けて平成 22 年に表記について検討したのだと思います。

コンサル 少なくとも 15 年程度は「害」の字を平仮名にするという歴史はありますね。10 年程前に国でも使用され始めたのですが、現在では常用漢字での表記がトレンドになってきています。

委員 「障がい」という漢字かな交じりの表記は、漢字があつての表現だと思います。なので、害の字を平仮名にすると「何のことなのかな」といった感じは受けません。漢字よりは平仮名の方が優しい印象を受けるということですが、どちらかといえば、当事者よりも障害のある方に思い遣りを持った方からでた意見の方が多いのではないかという気がします。私たちは平仮名にすると意味が通りづらいなと思いつつも、障害のある方が最も気持ちの良い表記が一番ではないかということで意見を同一にしようかと思っていたのですが、当事者の方々が「どちらでも構わない」や「気にしていない」とお感じになっているとのことで、迷ってしまう。正直、平仮名でかいて分かるのかなという疑問はあります。

委員長 ありがとうございます。先ほど事務局よりこの委員会で結論を出してほしいとのことでしたが、この時点でまとめるのは難しいのかなという気がいたしま

す。逆に、市としてこういう表記をしていきたい、その理由はこうであるということをお示ししていただいて、それに対して委員会で意見がまとまればいいのかなどとも思います。市は本日いただいた団体の方や当事者の方からのご意見を踏まえてお考えいただき、また一方で会議資料については、正式な表記が決まるまでの間は、暫定的に同一の表現を使用していただいた方が混乱を避けられるのではないかと思います。事務局はいかがでしょうか。

事務局 それでは市としてどのような表記がいいのか、県・近隣市等を調べて検討し、次回の会議でお諮りしたいと思います。資料もそれに合わせた表記で作成いたします。

委員長 このような扱いでよろしいでしょうか。

委員 (承認)

(4) 障害者計画(第1章から第3章)について

- ・事務局は、資料3の第1章と第2章について説明をした(1章の説明後、委員より「事前配付資料であるので要所のみを説明してほしい」との要望あり)。

委員長 アンケートを抜粋していますが、計画書に載せるにあたって整理をされているのですよね。

事務局 そうですね。

委員 身体と知的だけ載せて精神だけが載っていないという項目があるようなのですが、少しバイアスがかかっている気がします。それはどういう意図があるのですか。アンケートの結果は施策に反映してくるのだと思いますが、アンケートが十分に使われているとは思えません。例えば13ページの「(2)情報収集、相談に際して困ること」については、精神も結果が出ているのに掲載されてありません。

コンサル 基本的には前回お話しした通り、障害福祉計画ではサービスの利用量の見込みを定めていくものでしたので、サービスや成年後見制度、権利擁護についての項目など計画内容に関係するものを掲載しております。今回の場合は、福祉サービス以外の項目から特に関係があるものを掲載しております。また、そもそもアンケートについては、素案の段階で載っていた項目を最終案で採用していない場合もあります。精神の場合は、この「情報収集と相談に際して困ること」という項目の設問は最終案では採用しておらず、身体・知的のみの設問となっています。また、14ページの「受けている医療ケア」についても難病患者のみの設問となっています。特に恣意的な編集をしているわけではありません。計画に必要なものでかつ福祉計画に載せていない項目を掲載しております。

委員 グラフの割り付けを上手くすれば、精神のグラフも入るのではないのでしょうか。精神もそうですが難病の方は相談するところがないというのは問題になっていますし、なぜ精神と難病を入れられないのでしょうか。割り付けの問題でしょう。

- コンサル 精神と難病については設問がございません。
- 委員 いえ、あります。ここはもう一度やり直してもらいたいと思います。
- コンサル 確認してみます。
- 委員長 障害福祉計画との重複も含めて改めてご確認いただければと思います。
- 事務局 次回までに先ほどご指摘いただいた内容についておよびその結果から見えてくる課題、現在各課に照会している進行管理で出てくる課題、それから導き出される計画に載せるべき内容というのも順序立ててお示ししたいと思います。
- 委員 策定の趣旨と背景についてずらずら書かれても、ウェルぷらっとができたことについては分かりますが、それ以降のことについてはこちらも把握していないのでその辺りを考慮して内容を変えてください。計画の進行状況を確認することが私たち自立支援協議会の役割でもあったのでこちらも悪いのですが、現在照会をかけてくださっているということなので、その結果が反映されればいいなと思います。
- 委員長 それでは第2章は次回改めてお示しいただくということでよろしくお願ひします。では第3章と第4章を事務局よりご説明頂きます。

事務局は、資料3の第3章と第4章について説明をした。

- 委員長 只今事務局よりご説明頂きましたが、何かご意見はございますか。
- 委員 3章の計画の基本的視点で「地域福祉」という視点を随分打ち出されているように受け止めました。市は社協等々と政策の推進を図る等ことがここから読み取れるわけなのですが、いささかトーンダウンした印象を受けました。計画の旗振り役はあくまで行政つまり市ですので、社協やその他専門機関と連携をして施策を進めることは当然のことであって、こうして基本的視点を設けた積極的な理由というのは何なのでしょう。
- 委員長 確かにお感じになっている内容については理解できます。これが地域福祉計画であればこのトーンになるのでしょうか。
- 委員 この白井市地域福祉計画は素晴らしい内容であるけれども、これをそっくりそのままここに持ってきてもだれが責任を持ってやるのかということが非常に曖昧。また、先ほど4章の主な取組みのメニューをコンサルから説明していただきましたが、このメニューというのにはコンサルが考えるのでしょうか。市が考えるものではないのでしょうか。
- コンサル 前期計画での施策の進捗状況を見るという書き方になっているので、ここでいう実施区分Cの事業は新規で起こしているのですが、それ以外のAやBについては古くなった言い回しを現代に合った言い方に変えること程度のことではありますが、基本的に施策の名称を変えることができません。誰が考えているというよりはむしろ、前期計画の内容に制約を受けているのです。
- 委員 事業の名称については分かりましたが、内容の方はどうなのでしょう。例えばAというのは今継続しているということですね。28 ページに「訪問相談

体制の充実」とありますが、うちの事業所に健康課の保健師さんが来られたことは一度もありません。そういう状況にもかかわらず同じ内容を持ってきているとなると、書いただけになってしまいます。実効性のない計画になるのではないかと危惧しています。各課に照会している評価もどのようにして出てくるのかわからないのでそれを聞かないことにはわからない部分もありますが。前にあるものをそのまま書いていいのかなと思います。

コンサル 調書から判断して変えるべきところはご提案していますが、調書に「やってある」と書いてあると変更することは難しいと思います。

事務局 今回は各課の調書をご提示することなく、資料をお示ししてしまい申し訳ありません。また、課題やそれに対する市の考えなどをお示しすることが今回の会議では間に合いませんでしたので、次回はどのようなステップを踏んでこのような内容になったかについてご説明させていただきたいと思います。

委員長 では、次回ご説明頂くということで。地域の取組みや基本的視点は、こうした地域を目指したい、そのためにはこうしていくのだという、行政の意思が見えないと、夢だけ書かれているような気がするので、可能であればその辺りもお示しいただきたい。

コンサル その件については前回お話ししました通り、21 ページの計画の目標像や 22 ページの基本目標については、その後の 4 章の成り立ちを見ていただいても無いと話が進まないものになります。23 ページはなくすという方法もあるかもしれませんが、委員の方々からご意見を賜りたい部分であります。内容的に何を書いているかという、5 ページをご覧ください。白井市さんの場合は地域福祉計画が障害者計画の上位計画という位置づけですので、地域福祉計画の基本的な大方針を障害者計画の内容に合うようにリライトして入れるとこのようになるということを記載して、上位計画との繋がりを示しています。こういうことですので、委員さんのご意見で無い方が良いということになればそれでも良いのではと考えていますし、上位計画とのつながりを示した方が良いというのであれば、こういう形になります。

委員 それは尤もだと思います。上位計画にある以上、それを障害者計画で生かすにはやはりそれを踏まえて計画を策定しないと、文字だけのものになってしまうと思います。

委員長 地域福祉計画の件は委員の意見も踏まえて次回までにある程度整理していただければと思います。

質問ですが、21 ページの「目標像」は基本理念ですよね。22 ページに『『基本理念』の内容を実現するための本計画の基本目標を～』と書いてありますし。まさしくこの基本理念というのは法の第一条、すべて国民が共生する社会を実現する、ではないでしょうか。国、県、当然市にとっても「共生社会の実現」というのが計画の基本理念です。それに基づいて基本目標があるとすると、23 ページの『『基本理念』や3つの『基本目標』を実現するための～』という部分が生きてくるのですよね。あと、21 ページの障害者基本法が「…」で省略

されていますが、それはやめた方がよろしいかと思えます。

コンサル 21 ページの冒頭のところは「基本理念」ではなく「目標像」としています。修正が反映されておらず申し訳ございません。元々は 21 ページの「目標像」を「基本理念」としていたのですが、市においては総合計画以外でその文言を使用してはいけないということとして、「目標像」に言い換えたという経緯があります。

委員 21 ページの計画の目標像についてですが「快活に」という文言があります。総合計画を受けての話だと思うのですが、どのような意味合いで入れているのでしょうか。

事務局 総合計画の将来像が「ときめきと緑あふれる快活都市」であり、それに込められた内容を踏まえて「快適な生活」という意味合いで「快活」としています。

事務局 補足です。「快活」という文言については、その意味するところを企画課に確認を取ってはいませんので、次回までに確認し、ご説明差し上げたいと思います。

委員 市の総合計画の文言を市のキャッチフレーズにも入れなければならないものなのですか。

事務局 入れたほうが良いと考え入れていましたが、企画課と調整したいと思えます。

委員 今回は基本目標 1 について具体的な施策をまとめていただいたのですが、31 ページの「②当事者参画の促進」は「基本目標 2 社会参加の支援・促進」に移した方が馴染むのではないかと思います。

コンサル 柱の内容については皆さまのご意見を踏まえて検討させていただきたいと思えます。

委員 確認したいのですが、障害者も高齢化してくるにあたって、家族も高齢化してきます。そうしたことを支援する事業はありますか。また、当事者もさることながらその家族もストレスを抱えています。37 ページの③の「健康相談事業の実施」という事業の内容に、既に「家族を対象に」とありますが、家族支援として独立した項目があるわけではないようなので、家族への支援の具体的内容についてうかがいたいです。

委員長 高齢になるに従い身体障害、特に内部障害が増えてきますし、障害者の今後のことを考えるときに本人と家族の高齢化というのが今後の課題になるということが入ればいいのかなと思えます。また、ご本人や家族、サービス提供事業者が、介護保険でいうところの包括ケアシステム、つまりネットワークを作りなさいということが大きな柱になっていますので、そうしたことが障害者計画でも書き込めればよいのではないかと思います。

事務局 おっしゃる通りだと思います。ネットワークの形成については高齢の担当が主になっているのですが、社会福祉課でもその件について勉強会をやるということも考えています。

委員 障害のある人の状況で身体と精神は年齢別の人数が見当たらないのですが、65 歳以上の障害者の方は全体の何割くらいいらっしゃるのでしょうか。仕事柄高

齢者とのかわりが多いので身体機能・認知機能ともに低下する年齢だと思っています。そうしたことは触れないであくまで包括ケアという形でまとめていくのでしょうか。

委員長 もし可能であればどこかで触れていただければと思います。

委員 資料3の10ページに障害者手帳所持者数が書いてありますが、ここに18歳未満と18歳以上64歳未満、65歳以上と三種類に分けて書いていただけるといいと思います。

事務局 自立支援医療は難しいですが、手帳の方は確認して記載したいと思います。

委員 第4章の29ページの「サービス情報の周知徹底」についてですが、情報収集に苦慮されているということはすべての障害においてあると思いますが、事業内容がこれまでと同じであると今以上の周知が望めるのか疑問です。障害の方が必要としている情報にフォーカスした広報誌と障害のない市民向けのものを2種類作るなど情報を伝える努力をしていくべきだと思います。もっと周知の方法を工夫していただきたいです。

委員 施策や事業については新規のものをこちらから提案することは可能なのでしょうか。

事務局 ご意見として頂いて検討させていただきたいと思いますので、事務局までお寄せいただければと思います。

委員長 では何かございましたら事務局にお寄せいただくということで、本日の議題は以上で終わらせていただきたいと思います。

(5) その他

事務局 次回は会議日程は8月17日(月)になりますのでよろしくお願い致します。

◇ 閉 会

・事務局より閉会が宣言された。

以上